

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○坂本委員長 この際、長妻昭君から関連質疑の
申出があります。小川君の持ち時間の範囲内でこ
れを許します。長妻昭君。

○長妻委員 長妻昭でございます。よろしくお願
いをいたします。

我々中道改革連合は綱領にこううたつておりま
す。「国民一人ひとりが自分らしく生き、その活
力が社会の発展を支える政治を目指す。国家やイ
デオロギーのために国民を従わせる政治ではなく、
人間の尊厳を守り抜く政治」、こういう姿勢で我
々は取り組んでいきたいと思っておりますので、よろし
くお願いをいたします。

まず、具体的に、今回の一般会計の予算の中の
ことについて伺います。

四千七百十六億円予算がついている年金生活者
支援給付金というのがあるんですね。これは、か
つて我々民主党政権のときに創設をしまして、自
民党政権でも引き継いでいただいているものでは
ないが、ただ、余りPRしていただいていないので、
御存じない方がほとんど。この議場におられる方

も、年金生活者支援給付金、知っている方はいら
つしやいますかね。余り、あ、一人。一人かどう
か分かりませんが、

これは年金額が非常に少ない方に乗せ年金を
支給する、こういうような年金制度でございま
して、今、物価高で、もちろん現役世代も大変で
ございますが、やはり年金受給者も、物価よりも年
金は上がらないわけでございますので、本当にお
困りになっておられる方も多数おられる、そうい
う方々のための年金生活者支援給付金でございま
すが、これは、厚労大臣、端的に受給要件を簡潔
にお示しく下さい。

○上野国務大臣 具体的な支給要件でございま
すが、例えば、老齢年金生活者支援給付金につきま
しては、六十五歳以上の老齢基礎年金の受給者で
あり、前年の年金収入等の金額が約八十一万円以
下であること、また、同一世帯の全員が市町村民
税の非課税であることが要件となっております。
○長妻委員 であっても、申請主義なんですね。

つまり、申請しないともらえないということ、
申請漏れがすごく多いんですよ。これが全然手
かずということになっております。

これは、年間六万円ももらえる方もおられますし、
年間十二万円、上乘せ年金をもらえる方もおられ
ます。全部税金で支給するわけでございますけれ
ども。

これについて、例えば、令和二年には、対象と
なるだろう方に、ほぼなる方に、五十八万人、郵
便で送りましたけれども、六万人の方が何にも手
続をされておられない、大体一割の方。ほかの年

も、一割近くのときもありますし、5%のときも
ありますけれども、かなりの方が申請されておら
れない。いろいろ聞いてみますと、意味が分から
なくてそのままほっておいたという方もおられる
ようでございまして、一回送って、申請がなかっ
たらもうスルーするというので、これは二年の
時効ですので、もうもらえないということになっ
てしまいます。

是非、厚労大臣には、ただ一回送って、応答が
なかったらそのままスルーするのではなくて、や
はり、電話とか、三百の年金事務所がありますの
で、あるいはもう一回郵便を、工夫して、何かち
っちゃい字でいっぱい封筒に書いてあって分から
ないので、もらえますというような大きな意味合
いの書き方とか、あるいは訪問するとか、そうい
うようなことをやっていただけないでしょうか。

○上野国務大臣 お答えいたします。
非常に大事な御指摘だというふうに思っており
ます。

今委員から御紹介いただきましたように、令和
二年度では約六万人の方が未請求でした。これは
年々改善をしております、直近、令和六年度で
は約二十万人まで減少しております。ただ、そうは
いっても、二十万人の方が未請求ということでは
ありますので、いろいろな手法を今取らせていただ
いております。今、三回勸奨を、郵送ですが、させ
ていただいたり、あるいはホームページ等でもお
知らせをしたり、あるいは、お送りする封筒も、
相当大きな字で、請求できますよ、給付金がもら
えますよという話を書かせていただいております。

そういったことをやらせていただいておりますが、更にもう一度検討をさせていただきます。前向きに検討していきたいというふうに思います。

○長妻委員 やはり、今おっしゃったことも重要なんですけれども、毎年毎年違う方なんですけれども、対象者が。毎年来ない場合、それはほっておかれて、また次は二万人とか、次は六万人とか、それは徐々に、その年は減っているかもしれないけれども、前に申請しないと駄目な方はそのままスルーするわけです、毎年毎年、新規で条件が発生します。ですから、置いてきぼりになった方が相当多いので。

あと、PRを是非していただきたいんですね。多くの方が年金生活者支援給付金を知らないわけです、是非、CMとか新聞広告とか、そういうことをして大きくPRをしていただきたい。

そして、チームみらいの方からプッシュ型給付システムという提案もありまして、私も賛成なんですけれども、対象となる方にきちつと、マイナンバーカード、マイナポータルとか、いろいろなところでお知らせをしていく、こつちから積極的に。まだの方には毎月ぐらいお知らせをするような、そういう仕組みも取れるはずでありますので、こういうことも含めて、こういう大切な制度、今実際に七百万人の方が受けておられるんですけれども、まだまだ漏れている方がおられますので。

最後に、総理、こういう漏れがないように、きちつとそういうサービス、給付を受けられる方に周知徹底する方法を更に考えていくという御答弁

をいただければ。

○高市内閣総理大臣 大事な御指摘ですね。

合計三回勧奨している、個別に勧奨しているといつても、それでもそのまま申請されない方もいらっしゃるということ、新聞広告、テレビCMの周知、広報のほかに、市町村役場、郵便局、スーパーマーケットでのポスター掲示、また、病院とか診療所、薬局でのデジタルサイネージ広告、新聞突き出し広告、コンビニレジ液晶POP、店内放送、いろいろやってはいるんですが、ただ、やはりプッシュ型で来ないとなかなか気がつかないという場合もあります。

子育てなどでマイナポータルを御利用いただいておりますけれども、いろいろな方法を検討させたいと思います。

○長妻委員 是非、プッシュ型給付システムというの、ほかのあらゆるサービスで使えると思いますので、検討いただければというふうに思います。

何しろ、この年金生活者支援給付金ということをもうちよつと、このテレビ、ラジオを聞いておられる方にも申し上げたいのは、全ての方に郵便が行くわけでもないんですね。ですから、対象者で郵便が行っていない方ももらえる可能性はゼロではないので、やはり御自身で、自分は少ないなと思った方は年金事務所に行つて相談を是非していただきたいと思います。もう一度言いますが、年金生活者支援給付金という制度であります。

もう一点目、これも余り知られていないので残念なんですけれども、持ち主不明記録検索という

ものがあります。

例の消えた年金問題というのがありました。私も追及させていただきましたけれども、これでおかげさまで、今一千六百万人の人の記録が戻って、年金額にして二・九兆円の年金をお戻しすることができました。ただ、まだ難易度の高い消えた年金記録、つまり、基礎年金番号に統合されていない記録というのがまだ結構あるんですね。これについて、私どもの強い要請で、年金機構のねんきんネットというホームページに検索画面を作ってもらいました。

ここで、名前と生年月日だけでいいんです、名前と生年月日だけ入れると、その人の記録も出ないものが出てくる、こういう仕組みなんです。実際に、ある男性が、関西の方の男性が親の亡くなったお母さんの名前と生年月日を試しに入れて検索したらぱつと出てきて、年金事務所に行きましたら七百万円相続できたというようなことがあり、相続もできるんです。親とか親戚を含めて、当時、消えた年金問題が大きくなったときに亡くなっておられる方とかその後亡くなった方で請求漏れの方は、相続できるようになっていますので、そういうことも、亡くなった方も含めて検索できるということがあるんですね。

ただ、これが非常に、これも宣伝をしていただいていないんですよ。やはり、ちよつとやっちゃ悪いんですけれども、自民党政権になって、余り年金問題というのに熱心じゃないんですね。さつき申し上げたようなことや、こういう年金について皆さんが漏れている、あるいは消えている、

抜けているということについて。ですから、PRをしていただきたいということがまず一義的にあります。

私が驚いたのは、年金事務所に話を聞いたときに、年金事務所の日本年金機構の職員も知らないんですよ、この検索画面。こういうのがあるんですねと言っているわけです。本当にちよつとおかしな状況であります。

そして、厚労大臣にちよつと聞きますけれども、このねんきんネットの持ち主不明記録検索の背景にはどのくらい、何万件ぐらいのデータが背後にあるんですか。

○上野国務大臣 持ち主不明記録検索で検索できる件数ですが、現在約二千五百万件です。

○長妻委員 二千五百万件がこの背後にあるわけで、それがほとんど検索されずに、知られずに残っているということですか。

消えた年金記録五千万件というのを我々は追及しましたけれども、今現在、正確に言うると三千四百三十五万件は解明されたということでありますが、まだ難易度の高い記録が残っている、こういうことも、与党、お忘れなく肝に銘じていただきたいんですけれども。

これはもはや、私はちよつと提案したいんですけれども、その二千五百万件の記録をもう世にさらすことが必要なんじゃないかと、検索というよりは。例えば、名前をあいいうえお順にずらつと並べて、何々さんの記録が統合されていませんよ、統合すれば年金が増えるかもしれないというような形でもう公開するというようなことが、そろそ

ろというか、もう相当時間もたっていますので、必要なんじゃないかというふうに思うわけでございます。

そのとき、もちろん、同姓同名とか個人情報、あるいは詐欺に使われるとかリスクがありますので、工夫しながら、やはり公表する時期に私はもう来ているんじゃないか。まだ二千五百万件あるわけですからね。大臣、どうですか。

○上野国務大臣 公表という手法も考えられなくはないのかなというふうに思いますが、やはり御本人の同意なく、名前等、あるいは生年月日、性別の個人情報を開示するということは、これは少々厳しいかなというふうに思っております。

ただ、委員からの御指摘もありますので、昨年の十月から十二月にかけて、実際にどれくらい検索されているかというのを調査をいたしました。この三か月間で約一万八千件だったかと思いますが、検索をされておりました、実際に受給につながった件数もあります。九件だったかと思えますけれども。

ですから、そうしたこともありますので、これをより使っていただけのように、各種媒体を使ったPR活動を積極的にやらせていただきたいと思えますし、厚労省の持つ媒体、SNSなども含めまして、そうしたもので積極的に広報をして、その状況をよく分析をさせていただきたいと思えます。

○長妻委員 三か月で九件見つかったということなんです、ちよつとやはり利用者が少ない。これもテレビ、ラジオを見ている方に強く申し

上げたいんですけれども、日本年金機構のホームページを見ていただくと、これはマイナンバーカードとかではすぐ入れますし、一定の手続が要るんですけれども、持ち主不明記録検索という画面があります。ここで名前と生年月日だけ入れればおおくなりになった御両親の記録でも大丈夫なので、名前と生年月日だけ入れれば可能性のある記録が出てきますので、本当に活用を是非、皆さんもPRをしていただければというふうに思います。

高市首相に、最後、この件でお伺いするんですけれども、とはいえ、二千五百万件背後にあるわけで、もちろん、それぞれ全部がお金に結びつく、年金受給に結びつく記録とは限りませんけれども、その可能性の高いものもかなり含まれているので、それをさらしていく。もちろん、全てをさらすと、個人情報、この人がどこの会社に勤めているとかが分かってしまうわけですが、その個人の人は結びついていないので、その人は知らないわけですから、そこで言ってもらえれば結びつく可能性があるので、詐欺とか個人情報に配慮して工夫しながら二千五百万件の記録を公開していく、その検討を是非指示していただきたいんですが、いかがですか。

○高市内閣総理大臣 先ほど厚生労働大臣が答弁しましたが、やはり氏名、生年月日、性別を含む情報を公開するというのを御本人の同意なしにというのは難しいかなと思っております。

ただ、年金記録の統合というのは、委員御指摘のとおり、大変重要でございます。先ほど、持ち主不明記録検索、これも利用が進んでいないとい

うことで、こうした場で長妻委員が言ってください。つたということ、これもまた大きいと思います。厚生労働大臣には、更に周知が進むように、その指示は出させていただきます。

○長妻委員 ただ、我々が消えた年金問題を追及したときに、自民党の方々が異口同音に、最後の一人まで戻しますということを何度も何度もおっしゃっておられたわけですよ。それで、こういう今状況なので、高市首相、全面的に公表せよとは言っていない、工夫して、工夫して、何らかの形で公表できるような、そういう検討を是非していただけないかということなんです。いかがですか。

○高市内閣総理大臣 個人情報保護を考えると、その工夫をしてというのがどのように工夫をしたらよいのかということ、またお知恵をおかりしたいと思っております。（長妻委員「研究してください、検討」と呼ぶ）研究はいたします。ただ、やはりちよっと具体的ににお知恵もおかりしたいと思っております。

○長妻委員 それでは、役所と協議はしますけれども、是非前向きに、その成案がまとまったらお願いしたいと思えますし、皆さんの方でも研究、検討してください。

最後の一人まで戻しますと何度も何度もおっしゃったのは自民党でありますので、そして、この年金記録を統合ミスというのも自民党政権のときに起こったことでありますので、最後の決着について責任を持っていただきたいということも申し上げます。

そしてもう一つは、租税特別措置という、ちょっと私から言わせると非常に首をかしげるような減税の方法というのがあるんですね。これは、研究開発投資を増やす、そのためにそういう企業に減税をする、研究開発投資をしたところに、そういうようなことで研究開発を増やしてもらおう、こういう趣旨ではあります。

これは最新のデータですけれども、例えば一番減税した企業、企業名というのは一切非公開になつていて、千億八千億円も一年間でぽんと気前よく税金をおまけしているわけですね。これは上位十位だけは政府は公表されているんです、匿名の、企業名は公表されておられませんけれども。

これは経産大臣にお伺いしますけれども、それぞれこういう企業というのは、減税したことで、その後、あるいは、かなり前のデータもたくさんありますけれども、過去、こういう減税をした企業というのは、その後、それぞれの企業が研究開発費を増やしたのか減らしたのか、これはちゃんと把握されていますか。

○赤澤国務大臣 租税特別措置関係の現状把握については、委員御指摘のようなミクロという意味でいうと、委員御指摘の上位十社の企業における研究開発費の増減について、経産省としては租税特別措置の適用実態調査において公表されている以上の詳細は把握できていません。

一方、マクロという意味では、企業の研究開発投資額に関する最新の統計データでは、過去四年間に約三割増加したことで、令和六年度は過去二

十年間で最高の約十九・七兆円となっております。研究開発税制には、マクロで見た場合、企業の研究開発投資を押し上げる一定の効果があるという理解をしております。

○長妻委員 一定の効果があるって、個々の企業が増やしたか減らしたかさっぱり分からないということですよ、今の答弁は。国民の皆さん、聞いておられて、どう思われますかね。

研究開発税制で減税しているのは、とうとう、過去最高金額で初めて一兆円を超えました。一兆円が今回の予算で穴が空いているわけです。これをきちんと取っていただければ一兆円が入ってくるわけで、それに穴が空いているんですね、今回の予算。その一兆円は誰のお金で穴埋めしているのかというと、個人の所得税とか国の借金で穴埋めしているということ。しかも、それだけ大枚はたいて減税したのに、例えばこの一位の企業、二位の企業、個別企業がこの減税によって、その後、研究開発費を増やしたか減らしたかさっぱり分からない、ただ、全体としては効果はあるんじゃないかみたいな今の答弁ですけれども。

私は、こういうことが止まらない背景には、一つの理由として、企業・団体献金の弊害があると思っております。企業、団体によるパーティー券の購入というのもあると思うんです。といいますのは、これは全面的に企業名が非公開なんです。ところが、マスコミが一社だけ探り当てたわけでありまして、その一社の企業は、企業名が明らかになりました、調べてみますと、やはり自民党本部に本部だけで数千万円企業献金

している企業でありました。一社しか分かっておりません。

ですから、ほかの国でもこういう制度、似た制度があるんですね。ヨーロッパでは一定の金額以上は全部企業名を公表していますし、アメリカでも州によつては公表していますし、日本もこれを公表してほしいと私は思うんですよ。この決断はやはり総理にしかできないというふうに思っています、事前にも総理に、綿密に、いい御答弁をいただくように、私からもお願いしていると思うんですが、これは是非公表していただきたい。

私は、公表したらば、恐らく企業・団体献金をたくさん献金している企業がずらっと並ぶと思うんですよ、可能性があると思うんです。そうしたときに、やはり企業・団体献金の弊害というのがあるんじゃないのか、こういうような議論も起こってくる可能性もあるのではないかと思いますし、何よりも、国民の皆さんに不透明な形で一兆円も穴を空けている。しかも、その企業が研究開発費を増やしたか増やさないか把握していない。経産省も企業名を聞いていないわけですよ、国税から分からないわけです、調査しようがないわけですから、是非これは大臣に、まず私は、これを大きく見直す必要があると思うんですが、その前に、企業名を公表するということを総理の決断で、前向きな御答弁をいただきたいんですが。

○片山国務大臣 法人税の関係の租特に係る適用企業名の公表につきましては、令和八年度与党税制改正大綱において、既に補助金などの交付先の名前が原則として公表されていることなどを踏まえ、企業の経営戦略に与える影響や国、企業双方の事務負担などにも配慮しつつ、一層の透明化を図る観点から、具体化に向けた検討を行い、令和九年度税制改正において結論を得るとされております。

政府といたしましては、こうした方向性を踏まえ、今後必要な検討をしっかりと行つてまいります。

○長妻委員 総理、いかがですか。

○高市内閣総理大臣 今、財務大臣が答弁したとおりでございます。令和八年度の与党税制改正大綱、これに基づきながら、必要な検討を行つてまいります。

○長妻委員 二〇二五年の六月三日の政府税調の会合でも、財務省の見解として、研究開発税制について、税負担の軽減額が伸びた一方で、企業の研究開発費は増えておらず、税優遇が投資促進につながっていない、こういうことも言われておりまして、政府税調の二〇二五年六月には、追い銭ではないのか、こういうようなこともこれについて言われているわけでありまして。

今、片山大臣から事務負担が大きいというんですけれども、国税はもう分かっているわけですよ、企業名を。私も、何かいろいろなことを公表しろと言っているわけじゃなくて、企業名と減税額はありますから、企業名と減税額だけでいいんです、二つだけで。それを全部公表してくださいと。プライベートもへつたくれもないですよ。国民の税金が取りっぱぐれて、その穴埋めを、個人の所得税とか、借金で穴埋めして、今回予算案がここに

出てきているわけですから。

これについて、是非、総理大臣の方からもう少し踏み込んだ、党の、自民党の税調からも、御存じですよ、前向きな、もう少しで公開するような表現が出てきているので、ほかの国も含めて、税の公平性も含めて、こういう御時世ですから、一兆円も穴が空いているわけですから、前向きな答弁を是非総理にいただきたいと思うんですが、いかがでございますか。

○高市内閣総理大臣 今御指摘いただきましたとおり、党の税調からも、与党の税制調査会からも、より透明性を深める、そういった内容の提言が出てきております。

高市内閣では、片山大臣に、租特、それから補助金などの見直し、こういったものも担務させておりますので、しっかりと検討させたいと思っております。（長妻委員「公表を検討するぐらいおっしゃっていただきたい」と呼ぶ）

党の、与党税制大綱ですね、これに従って、より一層透明性を高めていく方向で検討をさせます。

○長妻委員 本場に物価高の中、大変な思いをして税金や社会保険料を払っていただいている国民の皆さんですけれども、私は、そういうお金が企業・団体献金をたくさんもらえるところやパーティー券をたくさん買ってくださるところに重点配分されてしまっているというふうな現場を嫌というほど見てまいりましたので、社会保障の現場を含めて。だから、こういうことについてはフェアに公開をするということが本場に重要だと思いますので、是非前向きに御検討いただければというふ

うに思います。

そして、安全保障政策についてお伺いをいたします。

安全保障、防衛費については、今本予算で、今議論している本予算で約九兆円積んでおりまして、かつ、総理大臣は、言うまでもなく、自衛隊の最高指揮監督権を有するということであります。事実上の、自衛隊に対して攻撃命令を出せる。もちろん防衛出動とか閣議決定とか国会の承認とかがありますけれども、そういうお立場、重要なお立場におられるということで、総理に基本的な考え方をお伺いするんですが。

私も、今、民主主義や人権、法の支配という非常に重要な価値を揺るがす動きが、アメリカからも出ている、ほかの国からもどんどん出てきてきているというようなことにおいて、やはり日本の安全保障戦略の見直しというの、これも必要だということは理解するんですけども、ただ、これまでの政府のやり方を見ていると、国会にきちつと説明していない。国民の皆さんに説明せずに、どんどんどんどん、国会の決議もなく進んでいる、法的なものもなく進んでいるというふうに思っているところがあります。

こういう動きを、高市首相の姿勢を頼もしく思う国民の皆さんもいるのも事実だと思いますが、その一方で、不安に思っておられる方もいらっしゃるのも事実だというふうにも思います。

私どもも、民主党政権のときも、基盤防衛力整備ということから動的防衛力整備に大きく変換すべきだという、うなずいていただいています。

れども、転換をして、今も引き継いでいただいております。我々も、日本の国土を守って国民の命と財産を守る、守り抜く、これは重要だと思っておりますけれども、ただ、国民の皆さんの不安の気持ちにどういうふうに応えるのか、きちつと説明するというのが必要になってくるというふうに思っています。

その中で、「#ママ戦争止めてくるわ」というのがかなり広まったというようなことを私も承知して、報道等でも出ておりますけれども、この「#ママ戦争止めてくるわ」、こういうことが広まることについて、高市首相はどういう感想をお持ちでしょうか。

○小泉国務大臣 まず、今御紹介のありましたハッシュタグでありますけれども、絶対に戦争を起こしてはならない、新たな戦争や紛争を起こしてはならないという思いで、我々も同じです。

そして、特に、今この瞬間も、二十四時間三百六十五日、日本の領土、領海、領空を守り抜くために活動しているのが自衛官。それを守るのが自衛官の家族です。

このハッシュタグの投稿された方の思いが、戦争を起こしてはならない、そういったことだとすれば、今まさに地域の安全保障環境が極めて厳しく、この軍事バランスが崩れかねない中で、これから戦争が起きないような地域と平和と安定をつくるためには、我々自前の防衛力の整備が必要だ、抑止力、対処力の構築をしなければならぬ、この必要性を丁寧に説明をしたいと思っております。

○高市内閣総理大臣 今の御質問に关しましては、防衛力の抜本的強化をこれまで以上のスピード感で進めるということで、我が国の抑止力を高めて相手に攻撃を思いとどまらせて、事態発生そのものの可能性を低下させていくという考え方に基づきます。

御指摘のハッシュタグなんですけれども、絶対に戦争を起こしてはいけない、大切な子供さんを戦争に巻き込んではいけない、こうした思いは私も強く持っております。

その上で、ちよつとさっきの話なんです、租税特別措置、これは法令上明確にされている要件を満たせばすべから適用が可能で、行政庁の裁量の余地がございませんので、自民党に対する献金ですとかパーティー券ですとか、そういうこととつなげてはいただきたくないということを申し添えます。

○長妻委員 今の租特の話ですけれども、それぞれ個々の企業に適用する裁量はないかもしれませんが、そういう仕組みをつくることで適用ができるわけで、その仕組みをつくっているのは自民党なので、その仕組み自体に問題があるというような論点もお忘れなくいただきたいというふうに思います。

今の話でいうと、武器輸出三原則、防衛装備移転三原則について、五類型を撤廃するというのが与党の連立合意に入っておられるということで、これまでは五類型の縛りがあったわけですから、五類型の縛りなく殺傷兵器が輸出できるようになる。そしてもう一つ、自民党の先日出た提言

案については、紛争当事国、現に戦闘が行われている地域については特段の事情がある場合は武器の輸出が可能になるような、これまでにはなかったことが盛り込まれているようでございます。

高市首相に端的に聞くんですが、いずれにしても、こういうことについてきちつとやはり国会で議論をしていただかないと、そのままに進めるということはあるてはならないので、そのお約束、国会できちつと議論しますということ、仮にこういうことを進める場合は、国会の事前承認というのが必要になるような仕組みをつくっていただきたいというふうにも思うんですね。御存じのように、アメリカは、武器輸出においては、一定の金額を超える案件については議会への通知と審査が必要になっていきます。一千四百万ドル以上、二十二億円以上というように承知しておりますので、せめてアメリカ並みに事前に国会の承認を得る。国会の承認を得るといふことと、議論をきちつとしていく、この二つについては是非前向きな答弁をいただきたいと思えます。

○高市内閣総理大臣 我が国を取り巻く安全保障環境の変化が加速度的に生じる中、政府として、防衛装備移転を更に推進し、地域の抑止力、対処力を向上させることが必要だと考えております。

防衛装備移転三原則運用指針の見直しにつきまして、現時点でその内容を予断するということとは控えますけれども、政府としては、個別の案件ごとに厳格に審査をして、移転後の適正管理が確保される場合に限り認め得るとする基本的な考え方、これは維持をいたします。どのような案件を

移転可能とするべきか、これは具体的な検討を加速してまいります。

国会の事前承認の話ですが、政府としては、防衛装備移転の許可というのは外為法の運用によって行われるものです。この外為法の運用は行政権の作用に含まれますので、同法にのっとり、国家安全保障会議における厳格審査を経て、政府がその主体となつて行つていくということが適切だと考えております。

防衛装備移転については、これまでも、行われてきたものについて政府による対外発信もしておりますし、国会の質疑などを通じてその考え方や背景について御説明してまいりましたので、今後、皆様に御理解いただけるように、政府の考えについては丁寧な説明をさせていただきます、これは当然のことだと思っております。

○長妻委員 今の答弁の中で一点私が本当にお願いしたいのは、やはりこういうかなり拡大をしていくときに、アメリカでも一定の金額以上は議会に事前に通知する、審査するということがルール化されているので、せめてそれをモデルにして前にきに検討いただけないか。

国会の関与というその一点について答弁をもう一度いただきたいと思うんですが、いかがですか。
○高市内閣総理大臣 もう先ほど答弁申し上げたとおり、委員の御指摘は国会の事前承認ということとございました。アメリカの場合は報告ということとございます。事前承認については外為法の運用で行われるものですので、国家安全保障会議の審査を経て政府が主体的に行うということとご

ざいます。

○長妻委員 事前報告はあるんですか、国会に。個別の武器について。

○小泉国務大臣 まだ、今、与党の提言ということで、政府は与党の提言をこれから受けるのかもしれないんですが、それについて詳細を詰めていくということになります。今、長妻委員におかれましてはアメリカの例を挙げておられますが、例えばドイツそしてオランダ、こういった国々を見ますと事前通知などではなく事後報告、こういったこともありますので、いずれにしても、それぞれの国で適切な形の国民の皆さんへの説明を果たす、これは日本としても当然のことだと思っております。

○長妻委員 先ほどの首相の答弁だと国会には事後も事前も言及がなかったので、きちつと、アメリカも事前に通知をして審査をする、そして、アメリカで事前に、それをできない、武器輸出は駄目だという決議が出れば武器輸出はできない、こういう仕組みになっておりますので、是非そこら辺、歯止めというのにも必要です。国会の熟議というのにもかませていただきたいということを強くお願いを申し上げます。

そして、最後に、格差の問題と労働法制の問題について質問いたします。
この六十年でジニ係数が二番目に大きくなっていくんですね、今、格差が非常に大きくなっていきます。実は、やはり格差の大きな理由の一つは雇用格差、非正規雇用を含めて賃金がなかなか上がらない、実質賃金が上がらないということも影響

していると思います、もちろん高齢化というのもありませうけれども。

一つ、こういうグラフ、最新のものでありますけれども、雇用形態による結婚率というのがありまして、男性でありますけれども、正社員、非正規雇用の方々が二倍ぐらい、二倍以上、三十から三十九歳、非正規雇用の方よりも正社員の方が結婚率が高い、四十一―四十九歳も二倍ほどというような大きな差があるわけでございます。

格差の原因の大きな一つと同時に、結婚率についても相当下がっていきまして、御存じのように、今、日本の男性の三人に一人が一生結婚しない、こういうことになっております。そこまで非常に結婚を望んでも、結婚がなかなかまならない方が増えている。全部が全部雇用の問題とは言いませんけれども、かなり主要なものが雇用の不安定ということに起因しているという研究結果が多く出ているところでございます。

出生率についても、昨日発表がございましたけれども、七十万人ということ、これは政府想定よりも十七年も前倒し、早く起こってきていて、大変深刻です。西暦三〇〇〇年には、日本国は、人口、日本国民はゼロ人になる、ゼロというような試算もありまして、本当に深刻に考えなきゃいけないというふうに思っているところでございます。

少子化対策について、お子さんに対する手当、これも重要なんですね。ただ、本当の少子化対策の大きな原因というのは、やはり結婚の問題というのがあると思います。

といいますのは、今から四十四年前ぐらいは、結婚したカップルから生まれるお子さんの平均人数が二・二人だったんですね。今は一・九人なんです。ですから、そんなに激減していません。でも、少子化対策、少子化はすごく進んでいるじゃないですか。これは、やはりそもそも結婚される方が激減されておられる。日本は婚外子という形は非常に少ないので、そういう状況になっているんですね。

そういう意味でも、安定した雇用というのは、これは大変重要になってくるというふうに思います。

私は、短時間正社員の制度がありますから、これを普及する対策というのをもっと進めていただきたい。そして、契約社員というのは、日本は、あなたは一年契約、あなたは二年契約、三年契約、自由自在に契約を結べるようになっていきますが、ヨーロッパ諸国では原則禁止になっていますからね、契約社員は。いつあなたは解雇ですという前提で人を雇うというのは、これは原則禁止だ、日本は何の規制もなく入口はできる、こういうようなことも是非見直していただきたいというふうに思います。時間もないのでこれは答弁は要りませんけれども、是非厚労大臣もこの内閣も心していただきたい。少子化対策の本丸だというふうにも思います。

一問お伺いすると、その関連で裁量労働制というのがありますけれども、これについて、厚労大臣、配付資料の一番最後のページに、みなし労働よりも一時間八分長いか四十六分長いかというよ

うなことを申し上げておきますので、これについてのちよつと説明を答弁いただけますか。

○上野国務大臣 お答えいたします。

厚労省が令和元年に実施いたしました調査におきまして、一日の平均実労働時間、裁量労働制の場合、専門型で九時間一分、企画型で九時間十七分となっております。一方、一日の平均みなし労働時間、裁量労働制上のみなし労働時間でありませんが、これは専門型で八時間十五分、企画型で八時間九分となっております、その差が専門型では四十六分、企画型では一時間八分となっております。

○長妻委員 高市総理、今聞いていただいたと思うんですが、つまり、今は非常に狭い分野で裁量労働制というのは導入されているんですね。

その調査を厚労省がして、実は、私に対して、予算委員会で虚偽のデータを、総理大臣から答弁があつたんですね。それで、謝罪はされました。その後、きちつと調査するというところでこのデータが出てきたんですが、しかし、このデータを見ても、基本的に、裁量労働制で一日の平均みなし時間、これぐらい働くという想定的时间よりも実際の労働時間は長くなっているんですね、というのが今の答弁なんです。

ですから、結局、普通の働きの方が労働者にとつては有利なわけで、非常にみなし労働時間よりも多く働いているという実態がここで明らかになっているわけで、裁量労働制を野方図に拡大するというようなことは私はあつてはならないと思います。

高市首相が事あるごとに裁量労働制の拡大をおっしゃっておられているので、これについては是非もうちょっとよくお考えをいただきたい。前回の虚偽答弁を受けて、政府は、我々の要請で裁量労働制の拡大を法案から削除したんですね。そういう経緯もありますので、裁量労働制については慎重に議論するということを総理、是非答弁いただきたいと思うんです。

いや、総理から。最後、もう時間がありませんので、総理からお願ひします。

○高市内閣総理大臣 裁量労働制についての私の発言ですが、もうこれは健康維持、これはもう大前提でございます。

先ほど厚労大臣から実態の報告がありました。ただ、適用労働者本人の満足度は高く、また、制度適用によって労働時間が著しく長くなる、処遇が低くなる、健康状態が悪化するとは言えないということも明らかになっております。ですから、適正な運用が行われれば、労使双方にとってメリットのある働き方もできます。

制度の趣旨に沿っていない運用がなされた場合には、労働者の方々の健康確保や処遇確保の観点から問題があります。ですから、制度の濫用を防止する措置も含めて検討をしてまいります。

○長妻委員 そうすると、今の現状というのはおかしい状況にあると。つまり、みなし労働時間よりも実労働時間の方が長くなっちゃっている、労働者が不利になっている可能性があるというの。では、今の現状はちょっとおかしいという認識ですか。

ちよつと時間ありませんので、次の質疑者に迷惑をかけてもいけないので、私から申入れをしますけれども。

是非、このデータをちよつとよく見ていただいて、労働者に不利にならないように、私は、労働法制は、前、総理大臣で岩盤規制だとおっしゃった方がおられて、ドリルでそれを緩めていくというような趣旨をおっしゃった方がおられるんですけども、労働法制というのは、強い立場の経営者と弱い立場の労働者、これを本当に公正に契約をしていくための非常に重要なルールですので、緩める一方でいいとは思いません。賃金も上がりませんから、そうすると、健康状態も悪化していきますので。

是非そこを考えながら進めていただきたいというのを申し上げて、私の質問いたします。よろしくお願ひします。